

宜野湾市公募型指名競争入札における建設工事共同企業体取扱（試行）
要領

（趣旨）

第1条 この要領は、公募型指名競争入札（本市が発注する建設工事の契約の相手方を決定するにあたり、あらかじめ入札参加を希望する者を募り、それらの者の中から入札参加者を指名する入札方式をいう。）で発注する建設工事（以下「工事」という。）に係る建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の基本的要件並びに競争入札の参加資格及び指名に関し、必要な事項を定めるものとする。

（共同企業体の結成）

第2条 規模又は技術的面等から共同請負により施工することが適当であるとされる工事については、その都度、共同企業体を結成させるものとし、各構成員は対等の立場で、一体となって施工するものとする。

2 前項の規定による共同企業体に発注する対象工事及び設計金額の基準は、次のとおりとする。

種別対象工事	設計金額
土木一式工事	おおむね2億円以上
建築一式工事	おおむね2億円以上
管工事	おおむね8千万円以上
電気工事	おおむね5千万円以上

（共同企業体の基本的要件）

第3条 共同企業体を構成する建設業者（以下「構成員」という。）は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- （1） 宜野湾市が発注する建設工事の契約に係る競争入札の参加資格を有する者
- （2） 当該工事に対応する業種の許可を有する者

- (3) 工事規模にかかわらず、当該工事を構成する一部の工種を含む工事について、元請として実績がある者
 - (4) すべての構成員が、当該工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置ができる者
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、構成員の選定に必要と認めるもの
- 2 構成員は、同一工事において2以上の共同企業体の構成員となることができない。
- 3 構成員の数は、2業者又は3業者とし、等級格付がなされている業種にあっては、最上位等級に属する者のみ又は最上位等級と第2位等級に属する者の組合せとする。ただし、第2位等級に属する者で構成することが困難な場合は、第3位等級に属する者により構成することができる。
- 4 共同企業体の代表者は、構成員のうち最大の施工能力を有する者でなければならないものとする。

(出資比率要件等)

第4条 代表者の出資比率は、構成員のうち最大の出資比率でなければならない。ただし、構成員のうち、最小の出資者の出資比率は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 2業者の場合 最小出資比率30パーセント以上
- (2) 3業者の場合 最小出資比率20パーセント以上

(公告及び周知)

第5条 事業担当課は、共同企業体結成に係る工事概要及び必要な資格について、宜野湾市公募型指名競争入札実施(試行)要領(令和2年宜野湾市告示第144号)に基づき公告及び周知するものとする。

(共同企業体結成届出書、共同企業体協定書等の提出)

第6条 入札参加を希望する共同企業体は、共同企業体結成届出書、共同企業体協定書、その他必要と認める書類を指定された期限までに提出しなければならない。

(入札参加資格の審査及び指名)

第7条 事業担当課は、宜野湾市公募型指名競争入札実施(試行)要領に基づき申請があった各共同企業体について、入札参加の適格性の審査を行うものとする。

2 事業担当課は、前項の審査結果を適格審査結果通知により共同企業体入札参加資格審査申請者の代表に通知するものとする。

3 事業担当課は、第1項の規定により、審査適格と認めたものの中から宜野湾市指名競争入札参加者の指名等に関する規程(昭和60年宜野湾市訓令第9号。以下「規程」という。)により指名競争入札参加者審査願を契約担当課に提出しなければならない。

4 入札参加者の指名は、規程第3条第1項第1号の第1審査委員会の議を経て決定し、当該共同企業体の代表者に通知するものとする。

(入札参加業者に事故があった場合の取扱い)

第8条 前条の規定に基づき決定された業者に指名停止、倒産事故があった場合は、当該構成員の属する共同企業体は入札に参加する資格を失う。なお、入札前についても同様に取り扱うものとする。

(共同企業体の存続期間)

第9条 当該工事に係る契約の相手方となった共同企業体の存続期間は、当該工事の完了後6箇月を経過した日までの間とする。

2 当該工事につき、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものがあったときは、前項の期間の満了後においても、各構成員は、連帯してその責を負うものとする。

3 当該工事につき結成された共同企業体のうち契約の相手方とならなかったものは、当該工事に係る請負契約が締結された日をもって解散するものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めのない事項については、別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。